

目次

1. 証券税制関連

- (1) [約束手形CP\(コマーシャル・ペーパー\)に係る印紙税軽減措置の延長](#)
 - (2) [短期社債の利子・償還差益についての源泉徴収の不適用](#)
 - (3) [事業法人が受領する社債等の利子に係る源泉徴収制度の見直し](#)
 - (4) [非居住者又は外国法人に支払われる国内社債の利子に係る源泉徴収不適用](#)
 - (5) [非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に係る源泉徴収不適用の延長](#)
 - (6) [株式配当二重課税の見直し](#)
 - (7) [株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失を翌課税年度の当該譲渡所得への繰越制度の導入](#)
 - (8) [個人投資家に関する金融所得の包括課税の導入](#)
 - (9) [不動産証券化促進税制の拡充](#)
- ### 2. 企業経営効率化関連税制
- (1) [連結納税制度の導入](#)
 - (2) [外形標準課税](#)
 - (3) [欠損金の繰戻し還付・繰越期間の延長](#)
 - (4) [金庫株関連税制](#)
 - (5) [不動産関連税制](#)
- ### 3. 企業年金に係る税制の整備
- (1) [確定拠出年金に係る課税の見直し](#)
 - (2) [税制適格年金における時価主義の導入](#)
 - (3) [過去勤務債務の一括償却](#)
 - (4) [キャッシュバランス型プランの導入](#)
 - (5) [特別法人税の撤廃](#)

1. 証券税制関連

- (1) [約束手形CP\(コマーシャル・ペーパー\)に係る印紙税軽減措置の延長](#)
(印紙税法2条、租税特別措置法91条の2)

- 1) CPIは、我が国企業にとって重要な短期資金調達手段であるとともに、投資家にとっても短期資金の重要な運用手段となっている。こうした事情から、今般、通常国会で「短期社債等の振替に関する法律」が成立し、CPのペーパーレス化による発行・流通の円滑化実現へ向けての制度整備が行われたところである。
- 2) しかしながら、法律が施行された後も、実務面でシステムの構築やペーパーレスへの移行に相当期間要すると見込まれることから、ペーパーレスCPを補完する手段として、現行のペーパーベースの約束手形CPは重要な役割を果たすと考えられる。
- 3) このような事態が想定される現状において、ペーパーレスCPの発行が可能となったことを理由として現行の約束手形CPに係る印紙税の軽減措置(印紙税を発行1枚あたり一律5,000円とする措置)を廃止し、発行額に対する階級定額税率を適用した場合、発行コストが嵩むため、約束手形CPの発行が困難となるおそれがある。
- 4) 以上により、ペーパーレスCPへの移行が円滑に行われていることが確認される

までは、約束手形CPに係る印紙税軽減措置は延長されるべきである。

(2)短期社債の利子・償還差益についての源泉徴収の不適用

(所得税181条、租税特別措置法41条の12)

- 1) 前述のとおり、今般、通常国会で「短期社債等の振替に関する法律」が成立、CPのペーパーレス化が可能となり、CPの発行・流通の円滑化が図られたところである。
- 2) 現在、CP(短期社債)の発行は割引方式の発行が殆どであるが、現行税制においては割引事業債の償還差益については源泉徴収の対象とされていないことから、短期社債の償還差益についても源泉徴収の対象から除外されるべきである。仮に、源泉徴収が行われた場合、投資家は源泉徴収分の再運用利回りを得る機会を失うことになるため、CP(短期社債)の商品性が低下する。その結果企業の短期資金の円滑な調達に阻害される恐れがある。
- 3) また、今後の発行形態・運用形態の多様化の観点からは、利付形式の短期社債が発行される可能性もあるが、これに源泉徴収が適用されると割引方式と同様に商品性を低下させるおそれが生じるため、適用されるべきではない。

(3)事業法人が受領する社債等の利子に係る源泉徴収制度の見直し

(租税特別措置法8条)

- 1) 我が国の社債流通市場の発展を阻害する要因として、登録社債について、銀行・生命保険会社等の指定金融機関が保有する場合のみ、その受取利子等に対する源泉徴収が不適用とされる一方で、事業法人が保有する登録社債の受取利子については、源泉徴収が適用されるという問題が挙げられる。
- 2) つまり、同じ銘柄の社債であっても源泉徴収制度の影響から「課税玉」と「非課税玉」の2種類に市場が分断され、円滑な社債流通が著しく阻害されているのである。
- 3) しかも、事業法人間で「課税玉」が売買される場合には、利払日に当該社債を保有していた事業法人のみが、保有期間に相当する源泉徴収額の控除を受けられる扱いとなっているため、事業法人が利払期間の途中で債券を売却した場合と利払日に保有していた場合で投資採算に格差が生じるという著しく不合理な状況すら生じているのが実情。
- 4) 事業法人と指定金融機関との間に課税方法上の格差をつける合理的な理由はないと考えられることから、源泉徴収を免除し申告課税で対処すべきである。

(4)非居住者又は外国法人に支払われる国内社債の利子に係る源泉徴収不適用

(所得税法161条、164条、178条、法人税法138条、141条等)

- 1) 事業活動のグローバル化が急速に進行している今日においては、事業活動における国際的イコールフットイングが十分に確保されることが必要不可欠である。
- 2) しかしながら、事業会社の重要な資金調達手段である社債の発行については、米、独、仏等の先進諸外国においては、国際資本市場での資金調達の重要性に鑑み、非居住者であることが確認できる投資家に対して支払われる国内債及び国外債の利子等の源泉徴収を免除している。これに対し、我が国においては、国内社債に対しては当該措置が採用されておらず、非居住者・外国法人による国内社債の保有が進んでいない状況にある。
- 3) 国内債による資金調達を拡充するために、非居住者、外国法人の受領する国内債利子に係る源泉徴収を不適用とする措置が必要である。

(5)非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に係る源泉徴収不適用の延長

(租税特別措置法6条、41条の13、68条)

- 1) 企業の資金調達の効率化及び調達手段の多様化を図るためには、金融取引が国際化する中で、企業が資金使途や金利情勢を勘案しつつ、最も効率的な資金調達の方法を主体的に選択することを可能とする必要がある。
- 2) 米、独、仏等の先進諸外国においては、国際資本市場での資金調達の重要性に鑑み、非居住者であることが確認できる投資家に対して支払われる民間国外債の利子等の源泉徴収を免除している。

- 3) 我が国においては、平成14年3月31日までの時限措置として、民間国外債の利子及び発行差金の源泉徴収の免除措置が設けられているが、仮に免除措置が廃止されると、我が国企業の発行する国外債の投資魅力が著しく低下するため、今後も非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に係る源泉徴収を不適用とする措置を延長することが必要である。

(6) 株式配当二重課税の見直し

- 1) 現在、我が国においては、株式の配当に対し、法人税及び所得税が重複して課されるという「二重課税」問題が存在している。
- 2) 個人株主については、二重課税を調整する方法として、「配当所得税額控除制度」が採用されているものの、当制度には、(a)二重課税の排除効果自体が極めて限定的であること、(b)所得段階が低いほど二重課税の排除効果が小さくなる「逆進性」が強いこと、(c)国際的に見て、中立性、二重課税の排除効果の両面において不十分な状態に止まっていること等、の点で大きな問題がある。
- 3) 一方、法人株主については「受取配当の益金不算入制度」が採用されているが、同制度においても益金不算入率が80%に制限されていることから、二重課税の排除効果が不完全な状態にある。
- 4) 二重課税の存在は、(a)投資家の投資意欲を阻害していること、(b)企業にとっては、全額損金算入が認められる借入金の支払利子に比べ、株式配当の負担を実質的に高める効果があることから、資金調達手段の選択、ひいては資本構成に歪みを生じさせていること、(c)国際的にみて、二重課税排除の程度が不十分であるため、我が国企業の国際競争力が不当に阻害されていることなどの点で、企業の資金調達の円滑化の観点から、多大なる悪影響があることは疑い得ないところである。
- 5) 従って、企業の資金調達の円滑化に資するべく、インピュテーション方式の採用等配当二重課税を排除する方策が検討されるべきである。

(7) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失を翌課税年度の当該譲渡所得への繰越制度の導入

- 1) 我が国企業の円滑な資金調達を確保するためには、間接金融と直接金融の両者がニーズに応じて、バランス良く発達してゆくことが重要である。
- 2) そのためには、リスクマネーの供給を促進する個人金融税制を確立し、家計の有する資金を金融資本市場に誘導することが不可欠。
- 3) 株式は、高いリターンとともに、元本割れのリスクを内包する商品であることから、そのリスクにも着目した税制の確立が必要であり、その一環として、株式等に係る譲渡所得等の金額計算上生じた損失について翌年度以降への繰越を可能とする制度を導入すべきである。

(8) 個人投資家に関する金融所得の包括課税の導入

- 1) 日本において企業の資金調達は銀行借入を主とする間接金融市場中心であり、97年秋以降、金融機関の破綻危機が国全体の経済への悪影響を及ぼす等の弊害を考慮すれば、直接金融市場の活性化が急務である。
- 2) そのためには、個人投資家の投資意欲を刺激し、個人資産運用における預貯金から株式投資へのシフトする際の障害となるような税制は改正すべきだと考える。
- 3) 従って、直接金融市場の活性化のためには、所得税率水準との勘案のうえ、金融所得の範囲内で損益通算を前提とする包括的課税を導入すべきである。

(9) 不動産証券化促進税制の拡充

9月に日本で初めての不動産投資信託(日本版REIT)が東京証券取引所に上場されるなど、今後、不動産投資市場の活性化が期待できる。

証券税制の見直しと歩調を合わせ、不動産証券税制の見直しを進めることにより、投資市場全体の活性化を図ることが重要である。

今後、不動産証券化商品については、申告分離課税の税率(26%)や、小額配当申告不要制度の限度額(10万円)などについて株式同様の措置を講じてゆくべきである。さらに、株式についての小額譲渡益非課税制度と同様の措置も適用してゆくことが必要である。

2. 企業経営効率化関連税制

企業組織再編に対し税制の中立性を確保することにより、経営者の自由な企業組織の選択を可能にし、戦略的に事業再構築を行うことができる環境を整備する必要があるため、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 連結納税制度の導入

- 1) 企業の事業組織の選択は、本来、その競争力・企業価値を最大化する観点から決定されるべき事項であるが、現在、分社化等の企業再編をすることにより、企業グループの税負担が増加する場合がある。
- 2) そこで、企業の事業組織選択に対する税制の中立性を確保し、経営者が分社化、持株会社化等の戦略的な事業組織の再構築を経営の効率化の点から実現することが可能となるよう、一定の企業グループ内で各会社の損益を通算して法人税額を算出する連結納税制度を2002年4月に確実に導入することが必要である。

(2) 外形標準課税

担税力のない法人に対し新たな税負担を強い、企業の雇用や投資活動に悪影響を及ぼすだけでなく、世界の流れにも逆行した賃金を課税標準とする法人事業税の外形標準課税化には反対である。

(3) 欠損金の繰戻し還付・繰越期間の延長

企業にとって、課税上の期間損益の通算は、長期的な視野に立った経営を行なう上で非常に重要である。しかし、現行法人税における欠損金の扱いは、繰越控除については5年間であり、繰戻し還付についても1年間に限られている。

一方で、例えば、アメリカでは2年間の繰戻しと20年間の繰越し、イギリスでは3年間の繰戻しと無制限の繰越しが認められており、諸外国と比較してわが国の現行制度は大変不利な扱いとなっている。

欧米諸国との国際的整合性の観点から、法人税の一般的な制度として繰戻し還付および繰越控除期間の一層の延長を要望したい。

(4) 金庫株関連税制

目的を限定しない自己株式の取得と保有を認める金庫株が解禁されたことに伴い、自己株式の処分時の税制措置を見直す必要がある。商法では、自己株式の取得は資本からの控除項目となり、自己株式の処分は新株発行と同様の手続が必要であり、また会計規則上も自己株式の取得・処分は資本取引として扱われることなどから、税制面でも、これを資産の取得・譲渡と認識するのではなく、資本等取引と認識すべきである。

(5) 不動産関連税制

土地の有効利用を活性化させるためには、円滑な不動産取引を促進すべく税制の見直しが必要である。

不動産には、その流通段階において、不動産取得税、登録免許税、印紙税、消費税(建物)、特別土地保有税(取得分)、事業所税(新增設分)などが課されている。このように現状では、他の資産と比較しても過大な課税を幾重にも負担しており、これらの課税の合理化が必要である。

不動産の流動化はバランスシートの効率化、企業財務体質の強化につながる。したがって不動産の流動化を促進する為に、登録免許税を手数料化するとともに、不動産取得税を廃止すべきである。また、特別土地保有税や事業所税は廃止を含め見直すべきである。さらに、法人の譲渡益重課制度(適用停止中)は廃止することが必要である。

3. 企業年金に係る税制の整備

企業年金については、先の国会において私的年金2法が成立したことにより、労使合意の下で、自由な制度設計が可能となる基盤が整備された。しかし税制上の制約により、労使双方にとって必ずしも使い勝手の良い企業年金制度を構築することが難しい状況にある。

(1) 確定拠出年金に係る課税の見直し

確定拠出年金法案の成立により、労使双方にとって、企業年金制度の選択肢が拡がることとなった。しかし、拠出限度額が低すぎることで、労使のマッチング拠

出の禁止等の制約があるため、企業は退職給付制度の見直しに際して、確定拠出年金を見直しのメインの制度として位置づけることが難しい。確定拠出年金は貯蓄ではなく、あくまでも自助努力による老後の生活保証の為の年金であることに留意し、より使いやすい制度としていくことが必要である。

拠出限度額の早期引上げ、マッチング拠出の容認、老齢給付金の給付開始年齢の弾力化といった措置を講ずるべきである。

なお、今後、抜本的な年金税制の見直しを行う際には、「拠出時・運用時非課税、給付時課税」の課税原則の徹底を図るべきである。

(2) 税制適格年金における時価主義の導入

税制適格年金が簿価主義であることの問題点は次の通りである。

- 1) 退職給付会計が時価主義であることとの整合性がとれない。
- 2) 厚生年金基金が時価主義であることとの整合性がとれない。
- 3) 簿価主義の場合、運用機関の入替えなど、効率化を行うための施策を実行した場合に、必要以上に実現損益が発生し、それにより企業本体のキャッシュフローに影響を与えること。
- 4) 運用は時価の極大化を目指すものであり、簿価の極大化には意味がないことから、運用収益の計測は時価ベースで管理することがもはや常識となっていること。
- 5) 必要以上の実現益捻出は、運用の効率性を阻害すること。
- 6) 時価に対する割合で算定することが合理的との判断から、信託銀行、投資顧問会社の報酬は時価ベースに基づく場合が多いこと。
などである。

さらに、新企業年金法の施行により、10年後には時価主義になるが、10年後では遅く、将来時価主義に移行するのであれば早急に対応すべきである。

実態的には、簿価であることを求められているのは税制適格性のみであり、他の実務では時価をベースに行うのが今後の主流である。以上から、厚生年金基金では時価ベースに移行したこともあり税制適格年金も時価主義を採用すべきである。

(3) 過去勤務債務の一括償却

確定給付企業年金制度と併せて、既存制度からの円滑な移行を図る観点から、過去勤務債務の一括償却が認められるべきである。

(4) キャッシュバランス型プランの導入

企業年金制度の制度設計に柔軟性を持たせる観点から、米国のキャッシュバランス型プランのような確定給付型年金と確定拠出型年金の中間的な制度の整備も必要である。

(5) 特別法人税の撤廃

特別法人税については、平成15年3月までの凍結がすでに決定されており、本年の税制改正要望において要望することは妥当でないと考えられるが、特別法人税の存在が、今般制度が導入された確定拠出型年金制度の普及や、今後企業年金法の下で運用されていく確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の運用に多大な影響を与えることが予想されるため、敢えて要望させていただきたい。

諸外国においては年金税制を拠出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように、運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが再び課税されることとなった場合、新型企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度の普及がかえって遅れるおそれすらある。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、来年度の税制改正において撤廃されるべきである。

以上

